

美浜町スポーツまちづくり支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名称

美浜町スポーツまちづくり支援業務

(2) 業務場所

美浜町役場及び美浜町地内

(3) 業務内容

人口減少・少子高齢化の急速な進行や新型コロナウイルス感染症などにより、まちづくりを進めていくうえで大きな転換期を迎えている本町において、まちづくりの原動力となる町全体の活性化を図るためには、定住人口・移住人口はもとより、地域資源を活用した都市部との交流人口・関係人口の増加に向けた施策に取り組むことが急務となっている。

本町では、交流人口・関係人口の増加と消費拡大による地域経済の活性化を図るため、名鉄知多奥田駅前に美浜町運動公園を整備しており、これを契機として運動公園を核にスポーツと健康・福祉・教育・経済を連動させたまちづくりに取り組むとともに、運動公園のみならず町内の多様な地域資源を最大限に活用し、町全体で「スポーツを核としたまちづくり(以下「スポーツまちづくり」という。)」を推し進め、スポーツ庁の第3期スポーツ基本計画において示されている「スポーツによる地方創生、まちづくり」の実現を目指している。

こうした方針を踏まえ、本業務はスポーツまちづくりの実現に向けた取り組みをより具体的なものとするため、町内のあらゆる地域資源を活用した上記の方針に資する事業の開発・実証や、域外来訪者の受け入れ体制の検討を行うとともに、同方針に基づく施策を着実に実施できる体制の整備を行うものである。

詳細な業務内容は、別紙「美浜町スポーツまちづくり支援業務仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照のこと。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

(5) 提案上限額

金39,600,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)以内

ただし、この金額は提案内容策定の目安のために業務の規模を示すものであり、契約時の予定価格ではない。

2 プロポーザル方式の実施理由

本業務は、本町におけるスポーツまちづくりの実現に向けた具体的な取り組みを検討・提案し構築するとともに、各種施策を着実に実施できる体制を整備することを目的とするため、高度で豊富な知識や経験、技術を有する民間事業者を選定することができる公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定する。

3 プロポーザルのスケジュール等

(1) プロポーザルの全体スケジュール

内容	日程	備考
プロポーザル実施の公告 (公募開始)	令和5年4月5日(水)	
参加申請書受付期間	令和5年4月5日(水)から 令和5年4月19日(水)まで	提出方法：電子メール、郵送 または持参 ※提出期限日の午後5時必着
質問受付期間	令和5年4月5日(水)から 令和5年4月27日(木)まで	提出方法：電子メール
質問回答期間	令和5年4月7日(金)から 令和5年5月1日(月)まで	回答方法：電子メール
参加資格審査結果の通知	令和5年4月21日(金)(予定)	通知方法：郵送
企画提案書受付期間	令和5年4月21日(金)から 令和5年5月8日(月)まで	提出方法： データー電子メール 紙ベースー郵送または持参 ※提出期限日の午後5時必着
審査委員会の開催(審査) ・プレゼンテーション	令和5年5月中旬頃	
選定結果の通知	令和5年5月中旬頃	通知方法：郵送
契約締結	令和5年5月下旬頃	

(2) 実施要領等の入手方法

実施要領等(募集要領、提案書作成要領、審査要領、各種様式、等)については、町公式ホームページからダウンロードにより入手すること。(窓口および郵送での配布は行わない。)

4 募集要領(参加申請)

(1) 参加資格条件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる条件を全て満たしていること。

ア 美浜町入札参加資格者名簿に登録している者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、美浜町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。

エ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。

(ア) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

(イ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(ウ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(エ) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

(オ) 銀行取引停止処分がなされている者

オ 自己または自社もしくは自社の社員等が、次の(ア)から(オ)のいずれも該当する者でないこと。

(ア) 美浜町暴力団排除条例(平成23年美浜町条例第21号)第2条第1号に規定する暴力

団（以下「暴力団」という。）もしくは同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

- (イ) 自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (ウ) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者
 - (エ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (オ) 前記(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- カ 国税および地方税を滞納していないこと。

(2) 参加申請

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり参加申請を行うこと。

- ア 提出書類
 - (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式第1）
 - (イ) 会社概要説明書（様式任意）
 - (ウ) 業務実績書（様式任意）
 - (エ) 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（貸借対照表および損益計算書の写し）
 - (オ) 国に納付すべき消費税および地方消費税ならびに地方税の納税証明書（写しでも可。提出期限から3か月以内に発行されたものに限る。）
- イ 提出方法 電子メール、郵送または持参
（電子メールの場合は、送達確認を電話により行うこと。）
（郵送の場合は、簡易書留郵便など送達確認ができるものに限る。）
- ウ 提出先 〒470-2492
愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面106番地
美浜町役場総務部企画課（美浜町役場本庁舎2階）
E-mail : kikaku@town.aichi-mihama.lg.jp
（持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までに限る。）
- エ 提出期限 令和5年4月19日（水） 午後5時（必着）
- オ 注意事項 (ア) 上記の提出方法以外による提出は、一切受け付けない。
(イ) 参加申請後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式任意）を郵送または持参にて上記提出先に提出すること。なお、提出された提出書類は返却しない。

(3) 質問の方法等

ア 質問方法

プロポーザルの参加に当たって質問事項がある場合は、以下のとおり質問を受け付ける。

- (ア) 質問方法 質問用紙（様式第2）に質問事項を記入し、以下の方法により提出先へ提出する。
 - (イ) 提出方法 電子メール（電子メールの送達確認を電話により行うこと。）
 - (ウ) 提出先 E-mail : kikaku@town.aichi-mihama.lg.jp
 - (エ) 受付期間 令和5年4月5日（水）から令和5年4月27日（木）午後5時まで
 - (オ) 注意事項 指定様式以外での提出や電子メール以外の方法での提出による質問は一切受け付けない。

イ 質問に対する回答

質問に対する回答は、以下のとおり行う。

- (ア) 回答方法 質疑提出者に対し、随時電子メールにて回答するとともに、町公式ホーム

ページにて回答内容を公表する。

- (イ) 回答期間 令和5年4月7日(金) から令和5年5月1日(月) 午後5時まで
- (ウ) 注意事項
 - a 本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。
 - b 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの、意見表明等と解されるもの等には回答しない。
 - c 質問に対する回答の公表をもって、実施要領等の追加または修正とみなす。

(4) 参加資格審査結果の通知

提出された参加申請書等に基づき、申請者の参加資格の有無について審査したうえで参加者を決定する。

参加資格の結果については、申請者に対し公募型プロポーザル参加資格審査結果通知書(様式第3)により通知する。

5 提案書作成要領(企画提案書の提出)

(1) 企画提案書の提出

公募型プロポーザル参加資格審査結果通知書にて参加資格を有することを認める旨の参加資格審査結果を受けた者は、以下のとおり企画提案書を提出すること。

- ア 提出書類 企画提案書(様式第4)
 - ・A4版で別紙、別表等含め合計20ページ(紙ベースの場合は両面印刷でA4用紙10ページ以内)で作成すること。
 - ・仕様書に記載してある事項で不可能な項目がある場合は、その旨を記載するとともに、代替案を詳細に記載すること。
- イ 提出部数
 - (ア) データ 1部
 - (イ) 紙ベース 5部
- ウ 提出方法
 - (ア) データ 電子メール
(電子メールの送達確認を電話により行うこと。)
 - (イ) 紙ベース 郵送または持参
(郵送の場合は、簡易書留郵便など送達確認ができるものに限る。)
- エ 提出先 〒470-2492
愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面106番地
美浜町役場総務部企画課(美浜町役場本庁舎2階)
E-mail:kikaku@town.aichi-mihama.lg.jp
(持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までに限る。)
- オ 提出期限 令和5年5月8日(月) 午後5時(必着)
- カ 注意事項
 - (ア) 上記の提出方法以外による提出は、一切受け付けない。
 - (イ) 提出書類の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
 - (ウ) 提出書類の提出は、1者につき1提案に限る。
 - (エ) 提出期限までに提出書類または提出部数の提出がない場合は、辞退したものとす。
 - (オ) 提出期限後の提出書類の追加、修正、差し替え、再提出等は一切認めない。
 - (カ) 企画提案書等に記載された項目は、原則として契約時の仕様に反映するものとする。

- (キ) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理手法、運営方法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとする。
- (ク) 提出された提出書類は返却しない。また、提出された提出書類は本プロポーザルにおける選定のみを使用するものとし、企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）に無断での利用はしない。なお、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において複製、保存等を行う可能性がある。
- (ケ) 提出書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を郵送または持参にて上記提出先に提出すること。

6 審査要領

(1) 審査および評価方法

本プロポーザルにおける審査および評価を行うため、美浜町スポーツまちづくり支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、本実施要領で定めた審査項目および審査基準により、以下のとおり審査および評価を行う。

- ア 審査委員会の審査および評価は、提案者により提出された会社概要説明書等および企画提案書（以下「企画提案書等」という。）のほか、プレゼンテーションにより実施する。
- イ 審査項目および審査基準に基づく審査委員の評価結果により、最も評価点（各委員の評価点の合計）が高い者（以下「最高得点者」という。）を本業務の契約候補者として選定する。
- ウ 提案者が1者のみの場合であっても、審査および評価は実施する。
- エ 最高得点者が複数となった場合は、それらの者のみを対象として再度審査を行い、順位を決定する。再審査においても最高得点者が複数となった場合は、審査委員会の協議によって順位を決定する。
- オ 最高得点者の評価点が当該配点の合計の6割未満となった場合は、審査委員会が対応を検討する。

(2) 審査項目

提案者が提出した企画提案書等およびプレゼンテーションにより、審査および評価を行う。実施に際しての配点および評価基準は、次のとおりとする。

評価項目		評価の観点	配点
企画提案書	(a) 本業務の基本的な考え方について	本業務の実施方針、業務全体の考え方 仕様書の業務内容の分析力、理解度	10点
	(b) 本業務の提案内容について	本業務への取り組み姿勢や実施意欲 課題設定および提案の的確さ、わかりやすさ 提案内容の具体性、独自性 提案内容に効果が期待できるか否か 提案者の専門性を活かした提案かどうか 提案内容の実現可能性	20点
	(c) 業務の実施体制	本業務を実施するにあたり、適切な人員体制となっているか	20点
	(d) 見積書および内訳書	見積金額の多寡、見積金額が適正であるか ※なお、著しく低廉と認められる場合は、減点する可能性がある。	10点

プレゼンテーション	プレゼンテーションのわかりやすさ 本業務に対する熱意 質疑応答の的確性	20点
会社概要	同種業務および関連業務の実績 品質管理や情報管理等への取り組み 技術者の経験および専門性	10点
その他	上記の項目以外で評価できる事項があれば、採点者の裁量により加点を行う。	10点

(3) プレゼンテーション

本業務に対する提案者の意欲、理解力および提案内容をより理解するため、以下のとおりプレゼンテーションを実施する。

ア 実施日程 令和5年5月中旬頃（予定）

イ 実施場所 美浜町役場

※実施日程および場所については、企画提案書の受付後、提案者に後日通知する。

ウ 所要時間 (ア) プレゼンテーション 30分以内

(イ) 審査委員からの質疑 10分程度

エ 注意事項 (ア) プレゼンテーションを欠席または指定した時間までに参集しない場合は、その理由に関わらず、辞退したものとみなす。

(イ) 提案者が1者のみの場合であっても、プレゼンテーションは実施する。

(ウ) プレゼンテーションは、提出された企画提案書を用いて行うこと。

(エ) プレゼンテーションに要する費用は、全て提案者の負担とする。

なお、資料の追加、変更等やプレゼンテーション当日の資料等（提出された企画提案書は除く。）の配布は一切認めない。

(オ) プレゼンテーションに出席できる人数は、3名以内とする。

(カ) プレゼンテーションに際しパソコンやモニター等を利用する場合は、あらかじめ「9 担当課・連絡先」に申し出ること。

(4) 審査基準

美浜町スポーツまちづくり支援業務公募型プロポーザル審査基準【非公表】のとおり

(5) 審査結果の通知等

提案のあった全ての提案者に対し、公募型プロポーザル審査結果通知書（様式第5）により審査結果を通知する。

また、本業務の概要、審査結果等については、町公式ホームページで公表する。

(6) 契約候補者とならなかった理由の説明

契約候補者とならなかった提案者は、その理由について上記（5）の通知日の翌日から起算して7日以内に文書により説明を求められることができる。

なお、上記の方法以外による問い合わせおよび上記の内容以外の問い合わせには応じない。

7 契約等

最も優れた提案を行った提案者の提案を採用することとし、美浜町契約規則（平成11年美浜町規則第21号）の規定に基づき、契約候補者に見積徴取を行った後、その見積金額（ただし、町の予算の範囲内の金額とする。）により契約を締結する。

また、契約候補者の決定後、契約の対象となる業務の仕様は企画提案書に記載された内容およびプレ

ゼンテーションの内容等に基づくものではあるが、必要事項は別に協議を行うものとする。

8 その他

- (1) 参加申請書、企画提案書等の作成および提出等、本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに係る手続きに使用する言語、通貨および単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時および計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (3) 本プロポーザルにおいて、申請者または提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格または無効となる場合がある。
 - ア 参加申請書、企画提案書等に虚偽の記載をした場合
 - イ 本業務の関係者（審査委員、本業務に係る事務に従事する町職員および町関係者等）に対して、直接、間接を問わず、所定の方法（質問用紙による質問等）以外によって本プロポーザルに係る不正な接触または要求の事実が認められた場合
 - ウ 他の申請者または提案者と企画提案の内容またはその意思について相談を行った場合
 - エ 契約の相手方の選定が終了するまでの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
 - オ 審査および評価の終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合
 - カ 本実施要領の内容に違反すると認められる場合
 - キ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (4) 本実施要領に示した書類のほか、記載内容を証明するために必要と認められる書類の提出を求められることがある。
- (5) 本プロポーザルの企画提案書等の作成のために本町から受領した資料および知り得た情報等は、公表または使用してはならない。
- (6) 提出された参加申請書、企画提案書等は、美浜町情報公開条例（平成18年美浜町条例第31号）の規定に基づき、その内容の全部または一部を公表する場合がある。

9 担当課・連絡先

美浜町役場総務部企画課

〒470-2492

愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面106番地

TEL：0569-82-1111（内線311）

FAX：0569-82-4153

E-mail：kikaku@town.aichi-mihama.lg.jp